

## 利用内容説明書

地域活動支援センターゆうとぴあ恵愛〔地域生活支援事業〕

利用内容説明書は、利用者が事業をご利用になる際の具体的な金額、及び取り扱い等を示して説明するものです。

事業者：地域活動支援センターゆうとぴあ恵愛〔障害者支援施設ゆうとぴあ恵愛 併設〕  
管理者：施設長 大原好夫  
所在地：愛知県津島市元寺町3丁目97番地1  
連絡先：Tell (0567) 32-5000 Fax (0567) 32-5002

支援計画担当者：生活支援員(指導員) 服部志香子

※ 支援計画は、利用前に利用者のご要望・心身状況・支給量等をよく検討して策定します。定期再検討は  3ヶ月・ 6ヵ月 毎に行いますが、利用者は必要に応じて見直し等を申し出ることができます。詳しくは生活支援員まで。

## 地域生活支援事業を利用するための受給者証

地域生活支援事業受給者証			支給の内容			
利用者	番 号	01234567890	有効期間	平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日		
	居住地	愛知県 津島市 元寺町	移動支援事業	支給量等		
	フリガナ	ツシマ タロウ				
	氏 名	津島 太郎				
	生年月日	昭和 00 年 00 月 00 日				
障害児	フリガナ		地域活動支援センター事業	支給量等		
	氏 名				有効期間	平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日
	生年月日				14日/月	
交付年月日	平成 18 年 9 月 26 日					
支給市町村名及び印	〒000-0000 愛知県 津島市 橘町 <div style="text-align: center;">津島市</div> 自立支援課 TEL(0000)00-0000 FAX(0000)00-0000					

支給の内容		
日中一時支援事業	有効期間	平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日
	支給量等	7日/月
利用者負担割合	<b>1割</b>	
特記事項		
生活保護受給者の為、利用者負担額は0円		
(予備欄)		

- ① 利用者欄の名前等が間違っていないか必ずご確認ください。
- ② 利用できるサービス(事業)の種別をご確認下さい。
- ③ 有効期限が切れますと本契約も終了しますので、継続利用を希望の方はご注意ください。
- ④ 支給量等は上記②を1ヶ月あたりどれだけ利用できるかを示したものです。
- ⑤ 利用者負担割合とは、ご利用になるサービス(事業)毎に定められた利用料(加算を含む)の内で自己負担する割合(1割/定率負担)です。この他、食費・光熱水費・材料費等の施設利用料が併せて必要です。
- ⑥ 利用者の中で生活保護受給の方は利用料を減免されます。

※ 受給者証は、事業者より提示を求められた場合には速やかにご提示下さい。また、受給者証の記載事項に変更があった場合、紛失・失効した場合も、至急事業者へご連絡願います。

## 1ヶ月あたりの利用者負担(定率負担)額・食費等施設利用料

①	事業(サービス)利用料			小 計	
	基本単価 ④	加 算			(④+加算⑤~⑦)
		給食⑤	入浴⑥	送迎⑦	× 0, 1
	5, 0 2 0円	4 2 0円	4 0 0円	5 4 0円	円
②	給食費	食材料費		3 3 0円	円
		人件費 (加算⑧該当者は不要)		4 2 0円	
③	入浴に係る光熱水費				円
④					円
⑤					円
<b>合 計 【 ①+②+③+ . . . 】</b>					円

## 〔留意事項〕

1. 上表①の加算には「給食」「入浴」「送迎」があり、基準になる基本単価に加えた上で、その1割(10%)を支払うこととなります。なお加算については各市町村によって実施・未実施が異なりますのでご注意ください。
2. 利用内容の変更や一部取消・追加等があった場合には負担額も変わります。
3. 生活保護受給者、その他市町村が認めた者は、上表①の減免が受けられます。
4. 創作活動等に係る材料費が発生する場合は、その都度事前にご説明の上で利用の有無をご確認します。

施設利用料〔給食費・その他〕		金 額
③給食費	食材料費相当 3 3 0円	7 5 0円/回
	人件費相当 4 2 0円 (加算⑧該当者は不要)	
④入浴に係る光熱水費		5 0円/回
⑤創作活動に係る材料費		実 費
⑥		

利用予定日の前日5時30分までに変更・中止の申出があった場合	無 料
” ” 変更・中止の申出がなかった場合	施設利用料の 5 0 %
利用(提供中)の途中で変更・中止の申出があった場合	” 1 0 0 %
⑨ 急な疾病、事故、その他やむを得ない事由の場合は、取消料を減免することがありますので、その旨生活支援員にお申し出下さい。	

ご請求は、1ヶ月毎にご利用月の翌月10日に請求書を送致しますので、ご確認の上、15日から月末までに事業所窓口にてお納め下さい。